

本件事故当時、本宮市に居住していた申立人が、県内他市に避難したため、通勤費用増加分、就労不能に伴う損害等の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人×（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- |     |      |                              |
|-----|------|------------------------------|
| (1) | 損害項目 | 通勤費増加費用                      |
|     | 期 間  | 自 平成23年3月14日<br>至 平成23年9月26日 |
| (2) | 損害項目 | 就労不能損害                       |
|     | 期 間  | 自 平成23年3月14日<br>至 平成23年9月26日 |
| (3) | 損害項目 | 避難慰謝料                        |
|     | 期 間  | 自 平成23年3月14日<br>至 平成23年9月26日 |

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び損害期間についての損害賠償金として、通勤費増加費用金14万3420円、就労不能損害金3万9345円及び避難慰謝料4万0000円の合計22万2765円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月13日

（仲介委員長 竹之下義弘、仲介委員 及川健二、同 鈴木雅芳）